

**令和6年度  
四日市市会計年度任用職員（博物館・フルタイム）  
採用試験募集要項**

**1. 募集職種及び採用予定人数**

- (1) 募集職種 四日市市会計年度職員（博物館・フルタイム）
- (2) 採用予定人数 1人

**2. 採用予定日** 令和6年7月1日

**3. 受験資格** 次の(1)～(6)の条件をすべて満たす人が受験できます。

- (1) 高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業し、昭和39年7月2日以降に生まれた人
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (3) 外国籍の人は、永住権または特別永住者の在留資格を有する人
- (4) 自然科学の分野に知識を有する人で、特に、天文、宇宙に関心がある人
- (5) 普通自動車運転免許を有し日常的に運転をする人
- (6) ワード、エクセル等、パソコン操作ができる人

**4. 主な業務**

- (1) プラネタリウムでの解説（一般投映、学習投映等）
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること
- (3) 博物館業務に伴う庶務等

**5. 試験日及び会場**

試験日	令和6年5月12日（日） 午前9時15分から
会場	四日市市地場産業振興センター（四日市市安島一丁目3番18号）

**6. 試験内容**

試験科目	内 容	試験時間
教養試験 (択一式)	国語（日本語）能力、数的処理能力に関する試験を実施します。	50分
専門試験	天文分野に関する知識、理解を問う試験を実施します。	50分
適性検査	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。	50分
面接試験	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。	20分程度

※ 試験日には、鉛筆数本と消しゴム及びボールペン等の筆記用具を持参してください。

※ 採用内定者には6月下旬ごろに健康診断を受診していただきます。

**7. 合格発表**

選考試験の結果を郵送にて本人に通知します。発送は令和6年6月上旬頃の予定。

## 8. 受験手続

### (1) 提出書類

#### ① 受験申込書 1部 (市規定用紙)

\* 3か月以内に撮影した上半身・脱帽の写真(30×40mm)を貼ること

\* 学歴、職歴欄には現在に至る経歴をもれなく正確に記載すること

#### ② 受験票 1部 (市規定用紙、受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと)

#### ③ 返信用封筒 2通 (長形3号 2通とも宛名を明記し、84円切手を貼ること)

#### ④ 在留資格を証明する書類(住民票など) 1部 (外国籍の人に限り、個人番号情報は不要です)

### (2) 提出先

四日市市立博物館

〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号

### (3) 受付期間

令和6年3月18日(月)～令和6年4月30日(火) 午後5時15分必着

\* 郵送の場合は封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。

(郵送の場合でも締切日までの到着分であって、書類が完備しているものに限り受け付けます。

なお、郵便事故等に対する対応はできませんので注意してください。)

\* 持参の場合は、博物館開館日の午前8時30分～午後5時15分までとします。

\* 提出書類は返却しません。

\* 受験に際して取得した個人情報には採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

## 9. 受験についての問い合わせ

四日市市立博物館 TEL 059-355-2703

### ◇◇勤務条件等◇◇(令和6年4月予定)

#### (1) 初任給 185,680円(金額は地域手当(10%)を含む)

- ・ 前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)
- ・ 諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。
- ・ 民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

#### (2) 勤務場所

四日市市立博物館(四日市市安島一丁目3番16号)

#### (3) 勤務時間等

1週あたり38.75時間(午前8時30分～午後5時15分、土、日、祝日の勤務あり。

土曜日は月1回程度、午前11時～午後7時45分の勤務あり。)

#### (4) 休暇

年次有給休暇は令和6年度は年間15日、令和7年度以降は20日。残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

#### (5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和7年3月31日)

※勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和9年3月31日まで。

※その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。なお、62歳を超えての選考による再度の任用はありません。

《参考》

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者